

令和6年8月6日
文部科学省
高等教育局私学部私学行政課

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の改正に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の改正」について、令和6年6月14日から令和6年7月15日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計5件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>改正趣旨を明らかにすべきだ。</p>	<p>今回の改正は、令和5年5月の「私立学校法の一部を改正する法律」及び令和6年6月の「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の公布に伴う所要の改正を行うものとなっております。</p>
<p>今回、改正により、理事・監事・評議員の識見、資質、社会的信望を改正前よりより強く明確に求めようとしていることは高く評価する。</p> <p>この5年間を振り返っても、認定こども園を運営する学校法人ではひどい事例が続出した。発生した重大事故、不正受給などを思い出ししていくと、今回の改正はどうしても必要であるという結論に至るのは当然である。理事・監事・評議員が十分な識見や社会的信望を有していて相互監視が行なわれていたなら、こういった事件、事故は発生していなかったはずである。</p> <p>しかし、一方で私はこの改正だけでは不十分であるとの思いも強い。学校法人が運営する認定こども園では、上記の例示の他にも多くの不正が起きているわけであるが、それは地方自治体が行なう監査の基準（例えば、会計部分）が保育所に比べて監査項目が極端に少ないことや甘いなど（今の法律では自治体が、会計経理に関して監査、検査できるのは、学校会計基準第2条、認定こども園法施行規則第26条、学校教育法施行規則第28条に限られてしまっている）という建付になっているからではないのか。学校法人の場合、幼稚園などは公認会計士の外部監査が法的義務となっているので、敢えて自治体が行わなくてもいいという誤解も一部にあるが、私立学校振興助成法第14条3項等をよく読めば分かるように、公認会計士の監査が義務となっているのは幼保連携型認定こども園であり、学校法人が運営している認定こども園であっても幼稚園型認定</p>	<p>いただきました御意見は今後の文部科学行政の実施に当たり、必要に応じて参考にさせていただきます。</p>

こども園、保育所型認定こども園、地域裁量型認定こども園は公認会計士の監査は義務とはなっていない（公認会計士の監査の免除に関しては、この他にも施設給付費のみを受ける場合や、補助金の額が寡少な場合という論点もあるが、話が混乱してくるので、敢えてここでは言及を控える）。公認会計士の監査もなく、自治体の監査においても保育所と比べて非常に緩い基準、これでは何か悪いことをしようと思った人間が出た場合それが簡単にできてしまい、内部告発や重大事故の発生がない限り外部からは気づくことはかなり難しい状態に陥っていくこととなる。これは、現行法の構造的な欠陥であると考える。

今回の改正に連動して、学校法人の公認会計士の外部監査の義務化か自治体の監査の基準の抜本的な厳格化を、文部科学省とこども家庭庁で検討することを強く望む。

※今回の告示案に係る上記の御意見のほかに、学校教育等についての御意見を3件いただきました。